

条例に盛り込む内容案（事務局作成）	市民検討会で出された意見	条例に盛り込む内容	条例原案
<p>○ 市民、市民活動団体、事業者及び市は、まちづくりに関する情報を相互に発信・収集し、情報の共有化に努めるものとする。</p> <p>○ 市は、市民のまちづくりへの参加が推進されるよう、市が保有する情報を市民に対し分かりやすく迅速に提供し、情報が市民と共有されるよう努めなければならない。</p> <p>○ 市は、市民との情報の共有にあたっては個人情報の保護に努めなければならない。</p> <p>○ 市は、施策の立案、実施及び評価における各段階において、その内容、効果等を市民にわかりやすく説明するように努めなければならない。</p> <p>○ 市は、市民等から提出される意見・提案等の把握に努めるとともに、まちづくりに関する市民等の意見及び要望に対し、迅速かつ適切にこたえるように努めなければならない。</p>	<p>(1) 情報の共有・提供について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の共有化に努めるとはどのような意味か。わかりやすい表現に変えたほうが良い。 ・市民の協力、努力についても記載した方が良い。 <p>(2) 情報の共有に伴う個人情報の保護について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護条例があるのにこの条例に明記する必要があるのか。 ・（個人情報の保護は別の条例で担保されているが）この条例に明記することで必ず意識するので、条文に入れたほうが良い。 ・個人情報の保護に努めることと情報共有の整合性は？支障が生じる場合があるのではないか。 <p>(3) 情報共有化を推進するための説明責任について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、・・・説明するように努めなければならない。⇒市は・・・説明責任を有する。で良いのではないのか？ ・市民意見の把握とそれに対する対応を具体的にどのようにするのか。 <p>(4) 全体に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「努める」の表現が具体的でなく分かり難い。 ・全体的に表現が分かりにくい。 ・市民としての取り組み要素をもう少し入れたほうが良い。 <p>(5) その他</p> <p>①機構、組織に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は総合的な窓口（ワンストップ）を持つということを条文に入れたほうが良いのではないのか。 <p>②定義に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体の定義がわからない。 ・学生には市外の人もあるため、市民に包含させないほうが良い。 ・市民、市民活動団体、事業者イコール市民等か？ ・市民ばかりではなく、市民団体や事業者に対しても情報保護に努めなければならないのではないのか。 ・市民に限らず市内で常時活動する人も含む条文が必要ではないか。 <p>③市民参加に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は説明する前に立案、評価で市民の意見を聞くべき。 ・説明の前に立案、評価で市民意見を聞くべきではないか。 <p>④前文、目的に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この条例で大牟田市は何を目指すのか <p>⑤その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が保有する情報は市民が求める情報ではいけないのか？ ・情報共有は手段であり目的が大事。 	<p>○ 市民、市民活動団体、事業者及び市は、まちづくりに関する情報を相互に発信・収集し、情報の共有を推進するものとする。</p> <p>○ 市民は、協働のまちづくりを推進するため、市政の情報を共有する。</p> <p>○ 市は、市民のまちづくりへの参加が推進されるよう、市民が求める情報を市民に対し分かりやすく迅速に提供し、情報が市民と共有されるよう推進するものとする。</p> <p>○ 市は、市民との情報の共有にあたっては個人情報の保護に努めなければならない。</p> <p>【補足説明】まちづくりに関する情報の中には、個人情報が含まれる場合があります。そのため情報収集や提供、共有にあたっては、市民の権利や利益を侵害しないように個人情報の保護する必要があります。協働に関する基本方針の第5条においても、個人情報の保護に留意することを再確認するための規定が設けられています。</p> <p>○ 市は、施策の立案、実施及び評価における各段階において、その内容、効果等を市民にわかりやすく説明する責任を有する。</p> <p>○ 市は、市民等から提出される意見・提案等の把握に努めるとともに、まちづくりに関する市民等の意見及び要望に対し、迅速かつ適切にこたえる責任を有する。</p> <p>(5)①市の役割で規定？</p> <p>②定義（総則）で規定する</p> <p>③市民参加で規定する</p> <p>④前文、目的で規定</p>	